

【Go To Eat キャンペーン ひなた食事券】

加盟店 募集要項

2020/10/13

一般社団法人 宮崎県商工会議所連合会

■ 事業の趣旨

宮崎県内において「Go To Eat キャンペーン事業」のプレミアム付食事券（以下「食事券」という）を発行することで消費喚起を促し、新型コロナウイルス感染症の拡大による観光需要の低迷や、外出の自粛等により甚大な影響を受けている飲食店 への支援を目的とします。

I. Go To Eat キャンペーン ひなた食事券について

1. 事業概要

- (1) 商品券名称
Go To Eat キャンペーン ひなた食事券
- (2) 発行者
一般社団法人 宮崎県商工会議所連合会
- (3) プレミアム率
30%
- (4) 購入対象者
食事券の利用規約を順守できる方
- (5) 食事券額面
1,000 円
- (6) 食事券構成
1 冊 13,000 円分（1,000 円券×13 枚綴り）
- (7) 販売価格
10,000 円
- (8) 購入限度
1 人あたり 2 冊まで
- (9) 利用期間
2020 年 11 月 2 日（月）～2021 年 2 月 28 日（日）
- (10) 販売方法
宮崎県内の JA バンク（一部店舗を除く）・A コープ（一部店舗を除く）
（新型コロナウイルス感染症防止を目的にインターネット・電話による完全予約制）
- (11) 販売開始日
2020 年 11 月 2 日（月）

2. 食事券の取扱いに関する厳守事項

- (1) 食事券は飲食サービスの取引において利用可能です。
- (2) 食事券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないでください。
- (3) 不足分は現金等で受領してください。
- (4) 加盟店で独自に食事券の利用対象外となるメニュー等を定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるように陳列棚やチラシ等にその旨を明示してください。
- (5) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、食事券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるようにメニューやチラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 使用期限を過ぎた食事券は受け取らないでください。
- (7) 食事券の盗難・紛失、滅失、偽造・模造等に対して 発行者は責任を負いません。
- (8) 食事券の交換または売買を行うことができません。

3. 食事券の利用対象にならないもの

- (1) 加盟登録されていない飲食店での飲食代
- (2) 加盟登録された飲食店での飲食サービスの提供以外の支払い
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店での飲食代
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものに関わる支払い
- (6) その他、事務局が指定するもの、食事券の発行趣旨にそぐわないもの

II. 加盟店の募集概要について

1. 参加資格

- (1) 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類される飲食店のうち、食品衛生法第 52 条 1 項の許可を得ている飲食店であること。
* 店内飲食をメインとしないもの（デリバリー専門店、持ち帰りがメインのお店、移動販売店舗、カラオケボックスなど）は、「76 飲食店」に該当しない。
- (2) 届出住所が宮崎県であり、かつ県内に事業所・店舗を有する者
* 宮崎県外に本店がある場合でも、県内の店舗等あれば県内店舗のみ対象とする。

ただし、次の事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」を営む者
* 上記①に該当する者でも、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示する店は対象とする。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 上記 I. 3（食事券の利用対象にならないもの）に記載する取引・商品のみを取扱う店舗等
- ④ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者および支配人並びに支店または営業所を代表する者。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- ⑤ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
- ⑥ 役員等が 自社・自己もしくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用しているとき
- ⑦ 役員等が 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、または関与しているとき
- ⑧ 役員等が 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- (3) 農林水産省が示す飲食店が守るべき感染症予防対策に取り組んでいる者
- ① 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいること
 - ② クラスターの発生を防ぐ観点から、「換気」「声量」「三密」を常に意識した対策を実施すること
 - ③ カラオケ設備を有している飲食店においては、キャンペーン期間中 食事券の利用者に限ることなくカラオケ設備を使用しないこと
 - ④ 大量の飲酒は控えるよう利用者に周知すること
 - ⑤ 営業時間の短縮等、国または地方公共団体からの要請に従うこと
 - ⑥ 農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
 - ⑦ 登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所で、接触アプリの紹介をすること
 - ⑧ 利用者に求められる感染症対策をその利用者に周知すること

2. 加盟店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1) 加盟店であることが明確になるように 販売ツール（ステッカー・ポスター）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が使用する食事券について、受け取って問題ないかを確認してください。色合いが明らかに違う場合や偽造された商品券と判別できる場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を事務局にも報告してください。確認用として配布する見本券は、食事券を取り扱う全ての方に周知してください。
- (3) 食事券を受け取った際に、規定の場所に必ず加盟店舗コード（4桁）を記入、又は印字してください。
- (4) 食事券の偽造・悪用・再流通および自店換金は禁止します。
- (5) 利用期間中における飲食サービスの提供等の取引に使用された食事券のみ換金可能です。
- (6) Go To Eat キャンペーン食事券発行事業の運営に協力し、事務局から改善要請があった場合は、それに従ってください。

3. 申込みから登録まで

(1) 申込方法

加盟店登録希望者は「募集要項」に同意のうえ、「加盟店登録申請書兼誓約書」に必要な事項を入力または記入し、下記のいずれかの方法で申請してください。

- ① インターネットで申請可能な場合
Go To Eat キャンペーン ひなた食事券の専用ホームページ
<https://premium-gift.jp/gotocatmiyazaki/>にて直接登録してください。（調整中）
- ② インターネット環境にない場合
「Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書」「ひなた食事券 加盟店登録申請書兼誓約書」を FAX もしくは郵送のいずれかの方法で提出してください。
 - ・ 郵送先 〒880-0805
宮崎市橘通東 4-7-28 （株式会社 JTB 宮崎支店内）
ひなた食事券加盟店舗事務局
 - ・ FAX 送信先 0985-27-1124

- ③ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、店舗ごとではなく、事業者単位で取り纏めて登録が可能です（原則、県内全ての店舗で利用可とすること）。この場合、全ての加盟登録店舗に「募集要項」、「申込書の同意事項」の内容に同意いただき、各店舗の名称（例：○○○屋 ○○店）・所在地・電話番号等を登録いただく必要があります。

Go To Eat キャンペーン ひなた食事券ホームページ

<https://premium-gift.jp/gotoeatmiyazaki/>に掲載の登録フォームをご利用ください。

またフランチャイズ形式の店舗に関しては、店舗ごとに登録いたします。（調整中）

(2) 申込期間

① 申込開始日

2020年10月13日（火）

② チラシ掲載締切

10月19日（月）

*10月20日（火）以降のお申込み分については Go To Eat キャンペーン

ひなた食事券の専用ホームページ <https://premium-gift.jp/gotoeatmiyazaki/> 内で紹介させていただきます。

(3) 登録

申込みいただいた事業者については、一般社団法人 宮崎県商工会議所連合会の審査を経て、加盟店として登録いたします。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合は 承認を取り消す場合がございます。

① 申込内容に虚偽・不備等があった場合

② 一般社団法人 宮崎県商工会議所連合会が承認を取り消しすると判断した場合

承認を受けた事業者には「加盟店登録証」を交付します。登録証は換金手続きの際に必要なとなりますので、大切に保管してください。

(4) その他 留意事項

- ・加盟店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「食事券が使える店舗」として購入対象者向けのホームページなどに掲載いたします。
- ・加盟店向けのマニュアル・ステッカー・ポスターを作成し、10月下旬より順次郵送いたします。
- ・食事券の取扱いや換金等の詳細は 加盟店マニュアルをご確認ください。
- ・募集要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や加盟店の承認取消のほか 賠償金の発生等が生じた際にはご請求する場合があります。
- ・募集要項に記載されていない事項および定めのない事項に関しては、事務局がその都度対応を決定します。
- ・農林水産省の方針等により 内容が変更される場合もございます。予めご了承ください。

Ⅲ. 換金について

飲食サービスの提供等の支払いにおいて食事券を受け取った加盟店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下のとおりとなります。

- (1) 加盟店は「①使用済の食事券」と「②換金請求書」を指定されたJAバンクに持参してください。持参される際は、「③加盟店登録証」を提示し換金手続きを行ってください。
- (2) 換金請求期間は、2020年11月9日（月）～2021年3月10日（水）までとします。この期間経過後の換金には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きを行ってください。
- (3) JAバンクでの換金は現金払いです。

その他 換金に関する詳細は、別途送付する加盟店マニュアルをご確認ください。

〔加盟店登録から換金までの流れ〕

